

行政常任委員会報告事項

令和 7 年 3 月 18 日
土 木 課

- 1 損害賠償の決定について 資料-1

損害賠償額の決定について

1. 事故概要

令和7年3月6日木曜日午前10時08分頃、相手方車両がレースイ方面から市道末広2丁目線を通り市道末広2丁目住宅区画線に左折進入したところ、市の除雪車両が作業中であったことから一時停車していた。そこへ除雪作業中であった除雪車両が後進した際に停車中の車両に気付くのが遅れたことから除雪車両の後部バンパーと相手方車両の左フロント部が衝突し破損させたもの。

本物損事故に関し、市損害賠償委員会にて、以下のとおり決定し示談することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得ようとするものである。

2. 事故発生日時

令和7年3月6日 木曜日 午前10時08分頃

3. 事故発生場所

夕張市末広2丁目4番地地先（市道末広2丁目住宅区画線）

4. 損害賠償の相手方

夕張市 個人

5. 損害賠償の額

713,086円（過失割合 夕張市10：相手側0）

※停車中の相手方車両に市除雪作業車が衝突したことから、判例により過失割合は市側10割、相手側0割となるもの